

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱 2019 文子幼第 2159 号令和元年 8 月 2 6 日区長決定 2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 2 8 日部長決定 2025 文子幼第 1459 号令和 7 年 6 月 2 4 日部長決定 <u>2025 文子幼第 10664 号令和 8 年 3 月 3 1 日部長決定</u> 第 1 条～11 条 【略】 （事務局） 第 12 条 健康診断実施の事務局は、<u>こども未来部</u>幼児保育課に置く。 （委任） 第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>こども未来部長</u>が別に定める。 <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表（第 8 条、第 9 条関係）【略】 別記様式第 1 号（第 4 条、第 5 条関係）～別記様式第 2 号（第 6 条関係）【略】	文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱 2019 文子幼第 2159 号令和元年 8 月 2 6 日区長決定 2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 2 8 日部長決定 2025 文子幼第 1459 号令和 7 年 6 月 2 4 日部長決定 第 1 条～11 条 【略】 （事務局） 第 12 条 健康診断実施の事務局は、<u>子ども家庭部</u>幼児保育課に置く。 （委任） 第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>子ども家庭部長</u>が別に定める。 別表（第 8 条、第 9 条関係）【略】 別記様式第 1 号（第 4 条、第 5 条関係）～別記様式第 2 号（第 6 条関係）【略】